

4月1日から 小学生の入院医療費を助成します

平成23年4月1日以降の入院について、支払った医療費を申請により助成します。

▼対象者

小学1年生から6年生（小学校に入学する年の4月1日～卒業する年の3月31日）までの児童を監護する保護者

▼助成金額

病院に支払った医療費の自己負担限度額まで（差額ベッド代などの保険適用外の費用や食事の一部負担額は対象外）

▼注意

- ①乳幼児医療のような「受給資格証」の発行はありません。
- ②受診した日の属する月の翌日から2年を過ぎると払い戻しできません。
- ③重度心身障害者医療や母子家庭医療受給資格などのある小学生はこれらの資格が優先です。お持ちの受給資格証を使用して受診してください。

▼「入院が長引く」「窓口負担が高額になる」ときは…

加入している保険に「限度額適用認定証」の発行を申請されることをお勧めします。この認定証を医療機関に提示すれば、自己負担額は所得に応じた限度額までに変わります。

【限度額適用認定証の申請先】
松前町国民健康保険加入者
児童と同世帯の人が、児童の保険証と認印を持って、保険課医療保険係で申請してください。

協会けんぽ加入者

協会けんぽ（☎947-2100）に電話をして申請方法をお尋ねください。

その他の保険加入者

勤め先の保険担当者にお問い合わせください。

▼申請に必要なもの

- ①領収書（1か月分まとめたもの）
 - ②児童名が書かれた保険証
 - ③保護者の認印（朱肉を使用するもの）
 - ④保護者名義の通帳
 - ⑤限度額適用認定証（お持ちの人だけ）
- ※領収書に必要事項の記載がない場合、申請書に医療機関の証明が必要になることがあります。
※社会保険や共済組合などから高額療養費や付加給付の支給がある人は、その金額がわかるものを提示してください。

▼申請先

福祉課児童福祉係
☎985-4114

いよいよ残り1カ月 住基カードの無料発行期間

住民基本台帳カード（住基カード）の発行を無料で行っています（平成23年3月31日まで）。

顔写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。なお、電子申告などのための公的個人認証サービスを利用する人は、別途500円がかかります。

写真はその場で撮りますので、お気軽にお問い合わせください。

▼申請に必要な物

- ①官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）と保険証など
- ②印鑑

※官公署発行の写真付き身分証明書をお持ちでない場合、その他不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

▼受付時間

平日9時～16時

☎町民課住民係

☎985-4105



こんなときは 届け出を

国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない国民年金。加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも届け出が必要です。なお、お支払いを口座振替したい人は、預金通帳と届出印も持参してください。

届け出が必要とき	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	印鑑
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書

☎町民課住民係 ☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎925-5175

国民健康保険

加入者は次の場合14日以内に届け出が必要です。

届け出が必要とき	持参するもの
町外へ転出したとき	印鑑、保険証
他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、健康保険の保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、生活保護開始通知書
死亡したとき	印鑑、保険証
保険証の内容を訂正するとき	印鑑、保険証

※修学で県外に住所を移すときは手続きが必要です。23年度も引き続き学生の場合、23年4月以降発行の在学証明書などをお持ちの上、保険課までお越しください。

◎退職者医療制度の届け出もお忘れなく！

国保の保険証には「一般」と「退職」の2種類があります。会社などを退職し、厚生年金や共済組合などから年金を受けるとその被扶養者は、65歳まで退職者医療の対象となります。対象者は年金証書が届いた日の翌日から14日以内に届け出てください。

●対象者（次の両方に該当する人とその被扶養者）

- ・国保に加入している人
- ・厚生年金や共済組合など（国民年金は除く）からの年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある人

●届け出に必要なもの

年金証書、保険証、印鑑

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

70歳以上の国保加入者 医療費負担割合1割を1年間延長

対象 国保に加入の70歳以上の人で、負担区分が『2割（平成23年3月31日までは1割）』と書かれた保険証をお持ちの人
※新しい保険証は3月下旬までに郵送します。送付する保険証は有効期限が平成23年7月31日のため、表記は『2割（平成23年7月31日までは1割）』となっています。 ☎保険課医療保険係 ☎985-4107

固定資産税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産を所有する人（法人）に課税されます。課税台帳には、土地・家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。家屋の新築、土地の異動、町内に土地・家屋及び償却資産を新たに所有した人（法人）は確認にご利用ください。

◆閲覧期間 4月1日（金）～ ◆閲覧場所 税務課11番窓口

◆持参するもの 印鑑、本人確認のできるもの（詳しくは広報まさき11月号かホームページ参照）、代理の場合は所有者の委任状
※23年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

☎税務課資産税係 ☎985-4111

平成23年3月27日（日）15時から

町道筒井徳丸線供用開始

筒井徳丸線（第2工区の区間）の片側一車線の供用を開始します。供用開始に先立ち、前日の3月26日（土）9時20分から、開通記念イベントや徒歩で自由に散策してもらえるように道路の開放を行います。開通前の道路を歩くことができるのは、この機会のほかにありませんので、多数の参加をお待ちしています。

❖開通記念イベント
3月26日（土）
9時20分～

❖開通式・供用開始日
3月27日（日）
（開通式後の15時から供用開始）

※イベントの内容について詳しくは、今月号の広報まさきと一緒に配布している折込チラシをご覧ください。



☎まちづくり課管理係 ☎985-4156

地籍調査成果の登記

20年度に現地調査を行った「西高柳の一部地区」の成果について、法務局より登記が完了したとの通知がありましたのでお知らせします。

▼登記完了年月日 22年12月27日
☎産業課国土調査係

☎985-4127



地上デジタル放送を受信するための デジタルチューナー無償給付

総務省は、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行が難しい世帯に支援を行っています。平成23年度から、支援の対象が拡大されました。

▼対象
①「日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯（町県民税非課税の障がい者世帯、生活保護世帯など）」
②世帯全員が町県民税非課税の世帯

※日本放送協会（NHK）との放送受信契約が必要です。
☆支援対象が拡大されました。

▼支援内容
①アナログテレビに取り付ける簡易チューナーの無償給付とアンテナ改修が必要な場合の支援
②アナログテレビに取り付ける簡易チューナーの無償給付と設置や操作方法の電話サポート

▼申し込み方法
総務省地デジチューナー支援実施センターに申込書を送付してください。

申込書は、NHK窓口と福祉課にあります。

▼締め切り
7月24日（当日消印有効）

※①についてNHK受信料の全額免除申請は期間に関係なく申請できます。

▼注意
①における放送受信料の全額免除申請は、障がい者の各種手帳を所持している人が世帯にいて、その世帯全員が町県民税非課税世帯の場合か、生活保護などを受けている世帯が対象です。

印鑑（障がい者は手帳も）を持参の上、福祉課窓口にお越しください。

②において、世帯構成全員記載の住民票の写し（町民課）、世帯構成全員が町県民税非課税証明書（税務課）発行の際には、本人確認書類が必要です。

【支援に関すること】

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570-023724

☎043-332-2525

【放送受信契約などに関すること】
NHKふれあいセンター

☎0570-077077

☎050-3786-5003

【その他】
福祉課障がい福祉係

☎985-4112

防災キャラバンを開催します

自然災害の脅威と災害への備えを警鐘する目的で、防災キャラバンを開催します。今年になって、火山噴火、豪雪などの大きな自然災害が起っています。災害について一緒に考えませんか。

▼日時 3月19日（土） 13時（開場は30分前）

▼場所 松前総合文化センター
広域学習ホール

▼入場料 無料

▼内容
講演「マスメディアの立場から見た地域防災について」松前町長 白石勝也
▽講演「どうして液状

化が起こったのか？あなたの地域は大丈夫？」愛媛大学防災情報研究センター教授 岡村未対▽松前町の地域防災力に関するアンケート調査結果報告 愛媛大学防災情報研究センター准教授 松本美紀▽講演「家庭力と地域力の向上による自然災害への備え」愛媛大学防災情報研究センター教授 矢田部龍一

主催 愛媛大学防災情報研究センター

主 矢田部龍一

☎985-4103

お済みですか？ 確定申告

3月の所得申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。

なお、所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ①児童手当や国民健康保険、後期高齢者医療を受けるとき
- ②老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③保育所の入所申請をするとき
- ④奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤公営住宅を申し込むとき
- ⑥金融機関などから融資などを受けるとき

申告に持参するもの

- 印鑑（認印で可）
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 所得の計算に必要な書類（年金及び給与の源泉徴収票など）
- 医療費の領収書（集計をしてきてください）
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払（控除）証明書
- 障害者手帳など
- 還付金の受取口座（本人名義）番号が分かるもの

●役場申告会場

日時 3月15日（火）まで
9時～11時30分、13時～16時
※土・日曜日は除く

場所 役場2階大会議室

●各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
3/1（火）	恵久美	上高柳
2（水）	塩屋	昌農内
3（木）	南黒田	西高柳
4（金）	新立	西古泉
7（月）	本村	筒井
8（火）	宗意原	北黒田

☎税務課町民税係 ☎985-4110

軽自動車などの廃車・名義変更は 4/1までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している名義の人に1年分を納めてもらう税金です。廃車や名義変更、転出などをする場合は、車の種類ごとに決められた場所で、4月1日（金）までに手続きをしてください。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課町民税係 ☎985-4110	●認印 ●自賠責保険証書など (車台番号、車名、排気量のわかるもの) ●ナンバープレート（廃車、町外転出などの場合）
軽二輪車 (125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076	●自動車検査証(250cc超の場合) ●認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用人と所有者の印鑑)
軽自動車	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎975-6730	●住民票(3か月以内のもの) ●ナンバープレート (廃車、県外転出などの場合) ●自賠責保険証書

☎税務課町民税係 ☎985-4110

広報まさきが特選

愛媛県市町広報コンクール

平成22年愛媛県市町広報コンクールで、広報まさき11月号が広報紙の部で、12月号(P26-27)が組み写真の部で特選になりました。また、一枚写真の部で8月号(表紙)が入選と、3部門全てで賞をいただきました。特選作品は、県の代表として全国広報コンクールへ推薦されます。

皆さんの頑張る姿や素敵な笑顔を取りかかせていただいたおかげです。いつもありがとうございます。これからも、皆さんにもっともっと愛される広報まさきを目指します。



☎総務課広報情報係 ☎985-4132

◆目指そう

交通死亡事故アンダー60

暖かくなるこの季節、外出する機会も多くなると思います。愛媛県は昨年、交通死亡事故者64人で見事アンダー80を達成しました。今年は交通死亡事故アンダー60を目指します。

昨年松前町は、人口の割合に対する交通事故件数・傷者数とも愛媛県下ワースト1でした。1月末には、松前町で交通死亡事故が発生しています。一人一人が気をつけて事故のない松前町にしましょう。

☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

廃棄物の野外焼却は禁止です

野外で木くず、紙くず、廃プラスチックなどの廃棄物を焼却することは法律で禁止されています（農業者が行う稲わらの焼却など例外的に認められているものもあります）。

野外焼却をすると有害物質が発生して空気を汚す原因や、ご近所の迷惑にもなります。ごみを分別して正しく排出すれば、再び資源となりリサイクルできます。

☎町民課ごみ対策係 ☎985-4117

まさきの ecology 生活

朝型生活にチャレンジしてCO₂削減

朝から活動して夜には休むという自然のリズムを心掛けることは、一日を有意義で健康的に過ごすことができ自分にとってプラス。そして、夜使用していたエアコンや照明などの使用時間を減らすことができ、地球にもプラスの習慣です。早寝早起きで充実した新しいライフスタイルの実現を!

◆1日1時間夜の電気使用を減らした場合のCO₂削減量(1世帯当たり・年間)

- ①照明
 - ・照明のCO₂排出量 約470kg
 - ・家庭での平均照明点灯時間 5.5時間
 - 計算式 470 ÷ 5.5 = 約85kg
- ②エアコン
 - ・冷房を1日1時間短縮した場合 年間CO₂削減量-7.9kg
 - ・暖房を1日1時間短縮した場合 年間CO₂削減量-17.1kg
 - ・世帯ごとのエアコン平均保有数-約2.3台
 - 計算式 (7.9 + 17.1) × 2.3台 = 約58kg
- ③テレビ
 - ・ブラウン管-削減量 13.3kg
 - ・保有数 1.2台
 - ・液晶等-削減量 6.3kg
 - ・保有数 1台
 - 計算式- 13.3 × 1.2 + 6.3 × 1.0 = 約22kg

① + ② + ③ = 85 + 58 + 22 = 約165kg 仮に松前町の世帯数(約1万世帯)をかけると約1,650トンになります!

◆朝チャレ!実践3つのおすすめ
朝チャレ!実践のおすすめは「食事」「運動」「学習」の3つ。まずは朝ごはんをきちんと食べることで頭にも体にもパワーが補充されます。さらに軽い運動をすると血行がよくなり、脳も体もしっかり目覚めて仕事の効率も上がります。さあ、実りある朝型生活を始めませんか?

CO₂を削減できた人は… **省エネキャンペーンにご応募ください!**
●対象 ①節電コース ②ガスの節約コース
12・1・2月分のそれぞれの検針票のうち、前年同月より使用量が削減できたもの
●応募資格 町内在住の人、家庭用の電気・ガスを使用している人
●応募方法 検針票の裏に郵便番号、住所、電話番号を明記の上、持参するか郵送してください。
●締め切り 3月15日(火) (当日消印有効)
※詳しくは広報まさき12月号がホームページをご覧ください。

町民課生活環境係 ☎985-4117

泣いていませんか? あなたの足はながーい友達
第3回血管いきいき☆糖尿病予防のイベント

足先がピリピリ痛む、足の裏に何か張り付いたような感じがある、足がしびれるなどの症状は、糖尿病の合併症(末梢動脈疾患・糖尿病神経障害)でみられる症状です。フットケアで足を守りましょう。

▼日時 3月15日(火) 13時30分〜15時30分
▼会場 松前町総合福祉センター2階 集会室

▼対象 松前町在住で糖尿病予防に関心のある人
▼参加費 無料 ▼定員 50人
▼持参品など 筆記用具
*裸足になれる支度で
▼申し込み方法 お電話でお申し込みください。
▼締め切り 3月14日(月)
▼申込先 健康課保健センター係
☎985-4118



小さな子どものための自然観察会

野々っ子くらぶ

野々っ子くらぶ第4回は子育て支援センターと松前公園で春の花を探します。

第4回春探しの会

- *日時 3月9日(水) 10時~11時30分
- *場所 子育て支援センター、松前公園
- *対象 就園前の子どもと保護者 大人だけでも参加できます。
- *服装 帽子、運動靴、防寒着
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み方法 3月8日(火)までにお電話ください。(先着15組)
- *申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151

英語指導助手(ALT)を募集します

- 松前町教育委員会は、町内の小中学校における外国語活動や英語授業の補助などに従事できる人を募集します。
- ▼職種 外国語(英語)指導助手
 - ▼募集人員 2人程度
 - ▼応募資格 次の要件を全て満たす人
 - ①英語を母国語とする外国人
 - ②学校教育法に規定する学校で英語指導に携わった経験のある人
 - ③日本語能力(話す・書く)を有する人
 - ④働くのに適したビザを持つ人
 - ⑤児童生徒及び幼児などへのコミュニケーションを進んでできる積極性のある人
 - ▼勤務場所 松前町内の小中学校、幼稚園、保育所など
 - ▼勤務時間 8時30分〜17時15分
 - ▼勤務期間 平成23年4月1日〜24年3月31日
 - ▼休日 土・日曜日、祝日、年末(年次有給休暇なし)
 - ▼報酬 月額30万円(所得税、住民税、社会保険料を含む。通勤手当、住宅手当なし)
 - ▼その他 社会保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
 - ▼募集期間 3月1日(火)〜3月15日(火)



- ▼申し込み方法 履歴書(写真添付の市販のもので可)を学校教育課へ持参してください。(郵便不可)
- ▼選考日時 3月下旬(応募者へ別途連絡)
- ▼選考場所 松前町役場庁舎
- ▼選考方法 書類審査の上、面接により決定し、結果を本人に通知します。
- ▼申込先 学校教育課
☎985-4134

水道メーター検針員募集

- ◎業務内容 ハンディーターミナル(検針機械)による水道メーターの検針、文書の配布などの検針に付帯する事務、その他、上下水道課が定める事務
- ◎募集人員 1人
- ◎応募資格 ①町内在住の人 ②18歳から60歳くらいで長期間の業務が可能の人 ③地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ◎検針区域 北黒田、筒井、浜の一部(約850箇所)
- ◎業務期間 毎月17日から23日の間
- ◎委託料 検針1件につき65円
- ◎委託期間 23年4月1日~24年3月31日(以降、年度単位で更新)
- ◎選考方法 書類審査の上、面接で決定
- ◎申し込み方法 申込書(窓口で配布)と履歴書を上下水道課へ提出してください。提出された書類は返却しません。
- ◎募集期間 3月1日(火)~3月10日(木)
- ◎申込先 上下水道課水道業務係 ☎985-4133

役場の宿日直職員募集

- ◎職種 嘱託職員(宿日直職員)
- ◎業務 役場本庁の宿日直業務
- ◎募集人員 1人
- ◎応募資格 ①65歳未満の人(昭和20年4月2日以降生まれの人) ②地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ◎任用予定期間 23年4月1日~24年3月31日
- ◎勤務形態 宿日直職員3人による交替制勤務 ▷平日夜間(宿直)17時~翌日8時30分 ▷休日など(日直)8時30分~17時15分 ▷休日夜間(宿直)17時15分~翌日8時30分 【平日(宿直)月6~8日程度、休日(宿・日直)月5~7日程度、計月13日程度】
- ◎業務内容 電話の応対、施設確認、入庁者の確認、戸籍などの届け出受領、職員の時間外勤務の確認など
- ◎報酬 月額107,089円 ◎社会保険 社会保険加入
- ◎選考方法 面接
- ◎面接日時/場所 本人に別途通知(3月15日(火):午後)/松前町庁舎
- ◎申し込み方法 履歴書(写真添付の市販のもので可)を提出してください。
- ◎募集期間 3月1日(火)~3月8日(火)の執務時間中(郵送による場合は3月8日までの消印のあるものに限り有効)
- ◎申込先 総務課職員係 ☎985-4113